

新座市建設工事（土木工事）における「週休２日制工事」実施要領

（令和６年３月２８日市長決裁）

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業界における担い手確保に資するため、新座市が発注する建設工事（土木工事）において、「週休２日制工事」を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「現場閉所型」とは、対象期間において現場閉所による週休２日に取り組む方式をいい、この方式における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休２日（土日） 対象期間において、全ての週の土曜日及び日曜日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っているときに、達成しているものとみなす。

なお、週の定義は土曜日から金曜日までとする。

(2) 月単位の週休２日 対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。また、現場着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休２日 対象期間において、４週８休（現場閉所率が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(4) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示するものとする。また、工事契約後、完全週休２日（土日）の取り組みに当たって、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（以下「振替休日」という。）を

設定する。ただし、災害対応等で振替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

- (5) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

- (6) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

- (7) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数を対象期間の日数で除して得られた現場閉所日数の割合をいう。

- 2 この要領において「交替制」とは、対象期間において技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいい、この方式における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

- (2) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で対象者の休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断に当たって、一月を通して特定の曜日で休日確保を行っても28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。また、現場着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日

確保を行っている場合に4週8休（28.5％）以上を達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日 対象期間において、対象者の休日率が28.5％（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(4) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者は除く。

(5) 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(6) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請けについては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けについては施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示するものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

3 この要領において「現場着手日」とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

4 この要領において「現場完成日」とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象とする工事）

第3条 週休2日制工事の対象は、原則全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事その他の週休2日制工事の実施が困難な工事は、例外的に対象としないことができる。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
（発注方式）

第4条 週休2日制工事は、現場閉所型を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、交替制とすることができるものとする。また、交替制とした場合において、受注者が現場閉所型を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、現場閉所型に変更できるものとする。

（工期の設定）

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合に該当するときは、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第6条 現場閉所型は、当初の予定価格において、次の表に掲げる経費に完全週休2日（土日）の補正係数を乗じて補正するものとする。また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、直近の変更契約において、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無にかかわらず、補正係数を除した契約変更を行うものとする。天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとする。

※1 年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）

労使協定を締結することにより、1 か月を超える1 年以内の一定の期間を平均し、1 週間の労働時間が4 0 時間以下の範囲内において、1 日及び1 週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

「現場閉所型」の補正係数（※2）

経 費	完全週休2 日（土日）	月単位の週休2 日
労 務 費	1 . 0 2	1 . 0 2
共 通 仮 設 費 率	1 . 0 2	1 . 0 1
現 場 管 理 費 率	1 . 0 3	1 . 0 2

※2 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2 日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- 2 交替制は、当初の予定価格において、次の表に掲げる経費に完全週休2 日の補正係数を乗じて補正するものとする。また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2 日の取組を希望しない場合は、直近の変更契約において、月単位の週休2 日の補正係数に変更するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2 日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2 日に変更するものとし、月単位の週休2 日に満たない場合は、通期の週休2 日の達成有無にかかわらず、補正係数を除した契約変更を行うものとする。天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり休日とした場合に振替前の日を休日としたものとみなす。

「交替制」の補正係数（※2）

経 費	完全週休2 日	月単位の週休2 日
労 務 費	1 . 0 2	1 . 0 2
現 場 管 理 費 率	1 . 0 3	1 . 0 2

（実施方法）

第7 条 発注者は、週休2 日制工事の発注に当たっては、別記に基づき入札公告、指名通知書及び特記仕様書に週休2 日制工事である旨を明示するものとする。

- 2 現場閉所型により週休2 日制工事を実施するときは、次の各号に掲げる工事の段階に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者は、工事着手前に週休2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出するものとする。
- (2) 工事着手後は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場閉所を行う場合は、工事完了後に現場閉所の達成状況を監督員が確認することができる方法（電子メール等）により、事前に監督員に連絡することとする。

なお、監督員の押印が必要となる書面の提出は不要とする。

イ 工程計画の変更等により現場閉所となった日が、施工計画書に記載した法定休日若しくは所定休日の場合、週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合又は官公庁の休日の場合は、監督員が特に必要と認める場合を除き事前の連絡は不要とする。

ウ 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。

エ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 現場完成時は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場完成日以後3日以内に、現場閉所実績報告書を提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる変更契約を行う。

ウ 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以後は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

3 交替制により週休2日制工事を実施するときは、次の各号に掲げる工事の段階に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、工事着手前に週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 工事着手後は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリストを監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日確保状況について、監督員の確認を受ける。

イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 現場完成時は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場完成日以後3日以内に、最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書を提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる変更契約を行う。

ウ 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以後は、休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

4 この要領に関し必要な様式の作成は、財政部長が別に定める。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定において、週休2日の達成状況による加点又は減点を行わないものとする。ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

附 則 (令和6年9月20日市長決裁)

- 1 この要領は、令和6年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（土木工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条第1項の規定により設計をした工事の補正係数については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年9月29日市長決裁)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（土木工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条の規定により設計をした工事については、なお従前の例による。

別記

入札公告、指名通知書及び特記仕様書への「週休２日制工事」である旨の明示

【入札公告】

その他

本工事は、新座市建設工事（土木工事）における「週休２日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

（<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照）

なお、本工事の予定価格は、「完全週休２日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休２日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型」又は「交替制」を記入

【指名通知書】

その他

本工事は、新座市建設工事（土木工事）における「週休２日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

（<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照）

なお、本工事の予定価格は、「完全週休２日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休２日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型」又は「交替制」を記入

【特記仕様書】

（週休２日制工事）

本工事は、新座市建設工事（土木工事）における「週休２日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

（<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照）

なお、本工事の予定価格は、「完全週休２日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休２日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型」又は「交替制」を記入